

山口労働局公共調達監視委員会議事概要について(令和5年度第1回)	
令和5年度第1回山口労働局公共調達監視委員会が実施されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。	
開催日及び場所	令和5年7月5日(水) 山口地方合同庁舎2号館
委員(敬称略)	委員長 岡崎 謙司 公認会計士
	委員 古本 武男 弁護士
	委員 井上 洋二 税理士
審議対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日
抽出案件	5件
審議案件	5件
事務局から、 ①山口労働局公共調達審査会の審議結果について報告。 ②公共調達監視委員会審議対象一覧に掲載された5件(公共工事の競争入札1件、物品・役務等の随意契約4件)について、その概略を説明。 各委員からの意見・質問に対する回答等は、下記のとおり。	
意見・質問	回答等
【公共工事の競争入札】 番号1 令和4年度建築物等点検業務	
予定価格の算定は適切であったか。 例えば、徳山監督署と下松監督署では点検対象となる設備の数は同じであるが単価に乗じる数量が異なっているが、なぜか。	徳山署は他の庁舎と比べて延べ床面積が小さいため、必要な数量(人員)も少なくなるものとして算出している。 ただし、ここ数年の落札率が低いことから、今年度は予定価格の算出方法について見直しを図ることとしたい。
今後、適切に予定価格の算出方法を見直しをするということだが、現時点でどのような形で見直しを考えているか。	現在は国土交通省のホームページに掲載されている人件費、設計費などを参考に予定価格を算出していたが、予定価格と落札額に乖離があるため、印刷物等にあったように参考見積の取得を検討している。 それに合わせて公表されている資料など組み合わせて算出するのがより実態に近づくかと考えている。
参考見積を徴取する以外、このような案件は毎年、実施している案件なので、前年、前々年の落札結果を参考に、物価指数等を加味して、予定価格を算出できるのではないのか。	近年、物価上昇率が想定しているよりもかなり急激なスピードで上昇しており、これらを加味して予定価格を積算することが大変、難しくなっている。 実際に昨年度は予定価格を超過した入札案件も散見されたので、委員のご指摘のとおり、物価指数等を参考に適切に予定価格を算出していきたい。 また、合同庁舎の点検は管理官庁の財務省、法務省が年度当初に行っており、これらの価格を参考して予定価格を積算することを検討したい。
結果論になるが、落札業者の見積もりは適切であったといえるか。 入札参加業者の見積書を比較すると、落札業者の見積書の形式は予定調書の内訳書と数量が同じであるなど酷似しているようにも見えるが、過去に落札したことがある業者に有利になっていないか。	落札業者の入札金額にて契約を履行されており、見積もりは適正であったと考える。 ただし、入札業者毎に算定項目が異なっていたり、内訳書が添付されていなかったりされていたため、今年度は算定項目を統一するため、指定した内訳書の添付を求めるとしたい。
当該業務が適切に実施されたことはどのようにして確認したのか。立会などは行っているか。この金額で業務が適切に行われたのであれば、予定価格の見積もりが適切ではなかったことにならないか。	発注した業務については、各庁舎の検査職員が確認を行っており、問題のある箇所等について業者から説明を聞いた上で、必要に応じて立会している。予定価格の算定については、前述のとおり今年度から見直しを図ることとしたい。

<p>点検業務とは、具体的にどのような業務内容なのか。</p>	<p>建築設備及び建築物の安全性に支障がないか定期的に点検を行うものである。 具体的には、換気設備、排煙設備、非常用照明設備、給水及び排水設備の腐食や損傷及び作動状況の確認、地盤の傾斜、外壁のひび割れ、タイルの剥落、屋上面の劣化、排水溝の詰まり等の確認を行っている。</p>
<p>実際に行われた点検業務について、およその作業時間・人数は。</p>	<p>落札業者から提出された工程表によると、所要時間は1庁舎当たり1時間半から2時間であり、近隣の複数の庁舎を同一日に実施することにより、計4日間で完了している。 なお、実際の人員については把握していないが、入札内訳書によると徳山署・柳井所は1人、他の10庁舎については2人での実施となっている。</p>
<p>審議会の回答で、「建築物等点検業務」は毎年実施とあるが、毎年今回と同様の点検を実施しているという意味か。</p>	<p>建築設備(換気設備、排煙設備等)については毎年点検を実施。 建築物(建築物の外部、屋上、屋根等)については3年に1度、点検を実施。 令和4年度は建築設備と建築物、両方の点検を実施。 5年度、6年度は建築設備の点検を実施予定。 (建築基準法第12条、官公庁施設の建設等に関する法律第12条)</p>
<p>今回非常用照明の点検のない庁舎(下関労働基準監督署ほか5庁舎)は非常用照明設備がないということか。</p>	<p>設置対象となる建築物ではないため、5庁舎には非常用照明装置がない。 (建築基準法施行令第126条の4 ①劇場、病院、ホテル…②階数3以上で延べ面積が500㎡を超える建築物の居室 ③採光上有効な開口部の面積が床面積の1/20未満の居室 ④1000㎡超の建築物の居室)</p>
<p>「建築物等点検業務」を毎年同じ内容を実施している場合、審議会で今回の落札業者の過去の落札内容は不明と答弁しているが、昨年、一昨年の実際の落札業者と比較した場合はどうか。</p>	<p>令和3年度は今回の業者が落札しており、予定価格1,710,192円に対し、契約金額は825,000円で落札率48.2%となっている。 また、令和2年度は別の業者が落札しており、予定価格1,618,650円に対し、契約金額は858,000円で落札率53.0%となっている。</p>
<p>【物品・役務等の随意契約】 番号1 雇用保険に係る印刷物の作成一式 番号2 雇用保険事務手続きの手引き作成一式</p>	
<p>自庁印刷では作成できないのか。</p>	<p>番号1については全6種類の作成数を合計すると、単純計算でカラー印刷を85万ページする必要がある。 両面印刷を一枚するだけで最低でも5秒程度要すると思われるため、5秒×42万ページ=425万秒=583時間/7.75時間=75日かかる。その間他の業務にプリンターを使えないため、業務が停滞する。 費用についても、正確には算出できないが現在使用しているプリンターの仕様書によるとトナーカートリッジ等費用が1枚あたり約7.95円かかるため、一概に自庁印刷のほうが安く済むとはいえない。また、用紙代や製本に必要な器具も別途用意する必要があり、費用もかかる点と、データ加工やミシン目加工といった技術を自庁内では持ち合わせていないという点から、外部へ発注を行っている。 案件2についても、必要カラー印刷枚数が138万枚という点以外は同様。</p>
<p>予定価格調書の次ページの「平均単価」表は、いつ時点のどのような者を対象として算定したものか。</p>	<p>【案件1】 令和4年12月14日に職業安定課から要求書を受理した時点で、安定課経由で依頼をし、すでに参考見積を徴取していた(令和4年12月13日付)有限会社いづみプリンティングと、令和4年12月20日に総務課から電話及びFAX送信をして参考見積の提出を依頼しそのうち回答のあった株式会社桜プリント社の2社。 ただ、桜プリントに関しては本見積は辞退されており、代わりに参考見積を提出していない株式会社マルニから、本見積を買っているが、結果として契約に至ったのはいづみプリンティングとなっている。</p> <p>【案件2】 令和4年12月22日付で職業安定課から要求書を受理した時点で安定課経由で依頼をし、すでに参考見積を徴取していた(令和4年12月15日)有限会社いづみプリンティングと、その後総務課からも追加で2社に電話及びFAX送信にて参考見積を依頼したところ、提出のあった株式会社マルニ、その2社の参考見積を基に算出している。</p>

【物品・役務等の随意契約】 番号1 雇用保険に係る印刷物の作成一式	
<p>予定価格調書では冊子ごとに単価が出ているのであるから、業者の見積書にも冊子ごとに単価を表示するように求めることはできないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、単価を表示するよう求めることも可能であるが単純に合計を数量で除することで直ちに単価を求めることができるため、あえて依頼することはしていない。</p>
【物品・役務等の随意契約】 番号2 雇用保険事務手続きの手引き作成一式	
<p>前回の契約業者と同じか。案件1と同じ2社から見積もりを取っているが、印刷物は当該2社以外に見積りを依頼することは出来ないのか。</p>	<p>前回(令和4年3月)は有限会社いづみプリンティングと契約をしている。 見積もり依頼については、基本的に3社に行っているが繁忙期・仕様に対応不可など多様な要因により見積りの提出自体をお断りされることもあり、その場合結果的に見積りの提出が2社以下となる。 3社以外に見積もりを依頼することも可能だが、「電話で概要を案内し、メールもしくはFAXにて仕様書を送信。見積りをいただいても必ず契約できるとは限らず、見積り合わせて最も安い価格を提示された業者と契約となることを案内し、それを承知で見積もりをいただけるかどうかの確認。納品前に支払いはできず、物品役務の提供後30日以内に振込にて支払いを承知していただく。」という流れを案内することに時間がかかることや、その内容では対応不可という業者もあること、見積り合わせの結果を通知する労力もかかることから、徒に多数の業者へ見積りを依頼することは行っていない。</p>
【物品・役務等の随意契約】 番号3 高速カラープリンター用消耗品の購入	
<p>昨年同時期に今回の落札業者が同様の内容で1,485,165円で落札しているが、今回の予定価格は1,463,110円と下がっている。 ①数量等に違いがあれば説明していただきたい。 ②Q&Aで予定価格の積算根拠は、メーカーのインターネットの公開価格としているが、インターネットで確認したところ、現状では単価で約200円値上がりしているものしか該当が見当たらないので、根拠となったインターネットのデータをコピーなどで示していただきたい。</p>	<p>(請書を提示)4年度、5年度契約では、購入数量が異なっている。インターネットの該当ページを提示した。</p>
<p>落札業者は昨年度と同一なのか。 2者で競争したのか。</p>	<p>昨年度は2者に見積り合わせを依頼し、その内、1者は辞退した。</p>
<p>取扱可能な業者が限定されており、見積り合わせを行っても、結果は同じことの繰り返しになると思われる。 取扱業者が限定されている理由で特命随契で調達することはできないのか。</p>	<p>本件が特命随契に該当するか否か、確認してみたい。 また、他局で同様の調達を行っていた場合、情報収集を行ってみたい。</p>
<p>これらの物品は価格が全国的に決まっているケースが多い。 取扱業者が限定されている場合、価格競争が働かない場合もあるので、特命随契ができるのであれば、行うべきと思うが。</p>	<p>一般的にこれらの調達に際し、業者間の競争が働き、価格が下がるが、業者が限定されている場合、競争が働かない場合もあるため、これも他局の状況を調べてみたい。</p>
<p>機種選定の際、インク代などのランニングコストを加味した上で機種の選定を行うべきと思うが。</p>	<p>機種代だけでなく、ランニングコストなどを総合的に検討して調達を行っていききたい。</p>
【物品・役務等の随意契約】 番号3 高速カラープリンター用消耗品の購入 番号4 省内LANシステム用消耗品(トナーカートリッジ)の購入	
<p>カラー・白黒印刷それぞれ1枚あたりのコストは。</p>	<p>【案件3】 各色1,000mlで75,000枚以上のフルカラー印刷が可能であるため、1枚当たり約2.4円かかる。</p> <p>【案件4】 メーカーからの情報等によると、1枚当たりの金額について、トナーカートリッジ(黒)は約1.48円、トナーカートリッジ(シアン、マゼンダ、イエロー)はそれぞれ約1.51円となっている。</p>
<p>入札対象者が最終的に1社となっているが、このような場合、「競争性のない随意契約」という考え方で入札したものか。 その場合、原則的には「随意契約理由書」と、それを裏付ける根拠資料が必要となると思われるがそれらの資料作成はどうか。 また、このような場合、今回落札業者以外の他の業者で契約することを検討しているか。</p>	<p>複数業者に対し見積書の提出を依頼した結果、他の業者は辞退し入札業者が1社となったため、競争の結果、当該業者と契約をしたものとし、随意契約理由書が必要となる会計法第29条の3第5項以外の場合には該当しないとされた。 また、今後は入札業者が2社以上となるように、見積り合わせの業者を増やすことを検討したい。</p>
<p>予定価格はどのように作成したか。例えば、インターネット価格を調査するなど市場調査しているか。</p>	<p>調達にあたって本省から取り扱い可能な業者リストの提供があり、提供された業者へ参考見積りを依頼して算出した。 なお、参考見積書には標準価格(メーカー希望小売価格)から85%の価格が設定されていた。</p>

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 山口労働局

1	開催日	令和5年7月5日(水)									
2	委員の氏名及び役職等	<table border="0"> <tr> <td>委員長</td> <td>岡崎 謙司</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>古本 武男</td> <td>弁護士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>井上 洋二</td> <td>税理士</td> </tr> </table>	委員長	岡崎 謙司	公認会計士	委員	古本 武男	弁護士	委員	井上 洋二	税理士
委員長	岡崎 謙司	公認会計士									
委員	古本 武男	弁護士									
委員	井上 洋二	税理士									
3	審査対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日契約締切分									
4	審査契約件数										
	(1) 公共工事										
	① 競争入札によるもの										
	・審査対象件数	1件									
	・審議件数	1件									
	うち、低入札価格調査の対象となったもの	0件									
	② 随意契約によるもの										
	・審査対象件数	0件									
	・審議件数	0件									
	(2) 物品・役務等										
	① 競争入札によるもの										
	・審査対象件数	0件									
	・審議件数	0件									
	うち、契約金額が500万円以上の案件	0件									
	うち、参加者が1者しかいないもの	0件									
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件									
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件									
	② 随意契約によるもの										
	・審査対象件数	4件									
	・審議件数	4件									
	うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	0件									
	うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が1者しかいないもの	0件									
	うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	0件									
	うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0件									
5	審査案件の抽出方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 40px;"> 事案全てを審査対象とした。 </div>									
6	審査結果										
	不適切等と判断した件数	0件									
	結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; min-height: 40px;"> 所見なし。 </div>									

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果 (公共工事)

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日			部局名					山口労働局		
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審査結果状況(所見)
1	令和4年度建築物等点検業務	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三浦 剛 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	令和5年1月13日	旭防災設備株式会社 東京都世田谷区瀬田 1-22-19	5010901000539	一般競争入札	1,978,204	748,000	37.8%		適切	適切

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(@●●※単価額)」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日				部局名					山口労働局		
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約（@●●※単価額）」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 令和5年1月1日～令和5年3月31日				部局名		山口労働局				
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札（募）者数（1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。）。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約（@●●※単価額）」

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和5年1月1日～令和5年3月31日		部局名	山口労働局							
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	雇用保険に係る印刷物の作成一式	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三浦 剛 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	令和5年1月10日	有限会社いづみプリンティング 山口県山口市旭通り2-6-47	9250002000147	会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第2号	1,760,867	1,452,000	82.5%	0		適切	適切
2	雇用保険事務手続きの手引き作成一式	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三浦 剛 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	令和5年1月17日	株式会社マルニ 山口県山口市道祖町7-13	9250001000726	会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第2号	1,656,969	1,510,080	91.1%	0		適切	適切
3	高速カラープリンター用消耗品の購入	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三浦 剛 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	令和5年1月20日	株式会社弘法 山口県山口市朝田1800-1	4240001003370	会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第3号	1,463,110	1,460,965	99.9%	0		適切	適切
4	省内LANシステム用消耗品(トナーカートリッジ)の購入	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三浦 剛 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	令和5年2月15日	富士フィルムビジネスイノベーション(株) 東京都江東区豊洲2丁目2番1号	1011101015050	会計法第29条の3第5項及び予決令第99条第3号	1,484,032	1,484,032	100.0%	0		適切	適切

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札(募)者数(1者の場合は「1者」、2者の場合は「2者」と付すこと。)
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。
- ⑥ 他省庁等との連名契約の場合は「連名契約」、予算決算及び会計令第99条第1号に基づく秘密随意契約の場合は「秘密契約」、単価契約については「単価契約(●●●●単価額)」